

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成29年1月20日(金)		
2 監 視 員			
3 業 者 氏 名			
4 業 者 住 所	熱海市伊豆山C工区		
5 立 会 者			
6 概要	[REDACTED]を訪問し、[REDACTED]に廃棄物の撤去指導を行った。		
<[REDACTED]との面談記録>			
【廃棄物課】			
<ul style="list-style-type: none">・伊豆山赤井谷には、依然としてがれき等の産業廃棄物が埋まっている。・埋まっている産業廃棄物を掘り起こし、適正に処理してほしい。			
[REDACTED]			
<ul style="list-style-type: none">・埋まっている産業廃棄物は必ず処理することを約束する。・私個人だけの約束ではなく、会社として撤去することを約束する。			
<指導票>			
熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED]字水立 [REDACTED]地内の造成工事について、地中に埋立したがれき類を掘り起こし適正に処理すること。			
<今後の対応>			
<ul style="list-style-type: none">・[REDACTED]と面会し、廃棄物の撤去指導を続ける。・熱海市伊豆山の指導状況について、熱海市まちづくり課に情報提供する。(1/20情報提供済み)・定期的に現場を確認する。			

◎ 区 分

排出事業所		その他	<input type="radio"/>
-------	--	-----	-----------------------

(書式3)

No. _____

立入検査指導票

氏名又は名称及び

法人にあっては代表者氏名

事業所(事業場)所在地

事業所(事業場)名称

業種(施設の種類)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第19条第1項の規定により立入検査を実施したところ、下記事項について不備な点があるので速やかに改善してください。

記

熱海市伊豆山字赤目谷 [REDACTED] 宮水立 [REDACTED] 地内へ造成工事に
ついて、地中に埋立てたがれ玉類を掘り出し適正に処理すること。

(根拠法令)

- 法第12条第(1・2)項違反(内容))
- 法第12条の3第()項違反(内容))
- 法第14条第12項違反(内容))
- 法第15条の2の3第(1・2)項違反(内容))
- その他()

平成29年1月26日

立入検査者

静岡県

東部

健康福祉センター

廃棄物課

受領しました。職名

氏名

